

下線部分を追加しました。

## 東村山市個人情報保護運営審議会規則

昭和63年12月14日  
規則第41号

### (目的)

第1条 この規則は、東村山市個人情報保護に関する条例(昭和63年東村山市条例第16号)第21条第7項の規定に基づき、東村山市個人情報保護運営審議会(以下「運営審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 運営審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 運営審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、天災、事故その他の緊急を要する事由により、運営審議会を開くことが困難と会長が認めるときは、会長は、連絡が可能な他の委員全員の委任に基づき、会議の議事を決することができる。この場合において、実施機関は、次回の運営審議会において、当該委託の内容・条件等について報告しなければならない。

### (庶務)

第4条 運営審議会の庶務は、個人情報保護を担当する所管において処理する。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、公布の日(平成23年4月11日)から施行する。